

議案第 86 号

朝霞市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市特別養護老人ホーム設置及び管理条例（昭和 61 年朝霞市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 4 条第 3 号中「第 8 条第 2 3 項」を「第 8 条第 2 4 項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所事業
第 5 条第 1 号中「前条各号」の次に「（第 4 号を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条に 1 号を加える改正規定及び次項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（朝霞市介護サービス事業等に係る施設の使用料に関する条例の一部改正）

- 2 朝霞市介護サービス事業等に係る施設の使用料に関する条例（平成 12 年朝霞市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業に係る介護給付費の支給決定を受けた者又は同法第 20 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業に係る介護給付費の支給の申請をした者であって緊急その他やむを得ない理由があるものが利用する場合 同法第 29 条第 3 項の規定により算定した費用の額

平成 28 年 8 月 31 日提出

朝霞市長 富岡 勝則